



議案第五十一号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

次のとおり、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。
昭和五十六年四月二十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年四月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の次に、次の三項を加える。

3 当分の間、第二条の規定により勤務時間が定められている職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

一 第二条第一項の規定により一週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても三時間四十五分の勤務時間が割り振られている職員 毎四週間につき、任命権者が職員ごとに指定する一の土曜日の勤務時間

二 前号に掲げる職員以外の職員 毎四週間につき、町規則の定めるところにより、任命権者が職員ごとに指定する一の勤務日における当該任命権者が指定する三時間四十五分（第二条第二項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じて町規則で定めるこれに相当する時間）の勤務時間

4 任命権者は、職員の職務の特殊性その他の事由により、前項の規定により難いと認められる職員については、同項の規定にかかわらず、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに、勤務を要しない時間として、別に指定する一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる。この場合における指定は、同項の規定による勤務を要しない時間との権衡を考慮して、町長の承認を得て任命権者が定めた基準に従つて行わなければならない。

5 任命権者は、前二項の規定による指定を行つた場合において、公務の運営上特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、附則第三項に規定する期間又は前項の規定により定めた時間を超えて当該指定を変更することができる。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和五十六年四月二十六日から施行する。